

議案第17号

三田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例の制定について

三田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年2月17日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例

三田市都市計画法施行条例（平成27年三田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地を含まない土地の区域における」を削り、同条第1号中「別表第1」を「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地を含まない土地の区域における別表第1」に改め、同条第2号中「当該区域内」を「令第29条の9各号に掲げる区域（規則で定める区域を除く。以下同じ。）を含まない土地の区域における当該区域内」に改め、同条第3号中「別表第3」を「令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地を含まない土地の区域における別表第3」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域における」を削り、同条第1号中「別表第1」を「令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地を含まない土地の区域における別表第1」に改め、同条第2号中「指定区域」を「令第29条の9各号に掲げる区域を含まない土地の区域内の指定区域」に改め、同条第3号中「別表第3」を「令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地を含まない土地の区域における別表第3」に改める。

付 則

この条例は令和4年4月1日から施行する。